

令和6年度 柏原市介護サービス相談員募集要項

1. 介護サービス相談員派遣事業とは

(事業の目的)

この事業は、市に登録した介護相談員が派遣申出のあった介護サービス施設等を訪問し、サービス利用者の様々な要望や思いを聞き、その相談内容を利用者の代わりに事業者に伝え、利用者と事業所の橋渡し役となって、円満解決の途を探る事業です。

苦情に至る事態を未然に防ぐとともに、派遣を受けた事業所のサービスの質の向上を図ることを目的としています。

2. 介護サービス相談員の活動内容

1) 訪問による相談活動

1ヶ月に1回程度、派遣依頼のあった介護サービス施設などを訪問して、次のような活動を行っていただきます。1回の訪問時間は1～2時間程度です。

- ①利用者の話を聞き、相談にのる
- ②施設等における介護サービスの現状を把握する
- ③施設等の管理者や従業者と意見交換をする
- ④介護サービスの提供について、事業所などに提案する

なお、活動に際しては**プライバシーの保護**が義務付けられています。

2) 高齢介護課への活動状況の報告

1ヶ月に1回、活動状況報告書による報告を行っていただきます。定期的に介護サービス相談員連絡会を開催し、次の事項を協議します。

- ①相談事例の研究に関する事
- ②サービスの質の確保に関する事
- ③苦情の解決に関する事
- ④介護保険制度に係る保健・医療・福祉サービスについての理解を深めること
- ⑤事業を円滑に実施するための事項

3. 介護サービス相談員養成研修への参加

初めて介護サービス相談員になれる方は9月頃に予定されている「介護サービス相談員養成研修(計6日間必須)」の受講が必要です。(本研修の受講費及び参加交通費(本市の規定による)につきましては本市で負担いたします。)

4. 応募要件と選考方法

- 1) 応募要件は、次の①～③の要件を満たしていることとします。
 - ①この事業に熱意と理解があり、介護サービス相談員として活動可能な方
 - ②柏原市民であり、現に柏原市に居住している方
 - ③介護保険の事業所を有する法人に属していない方
- 2) 介護サービス相談員になることを希望される方は、別紙「柏原市介護サービス相談員応募用紙」に必要事項を記入の上、応募の動機や介護等の経験、介護保険についての意見等を簡単にまとめていただき令和6年8月9日（金）までに、柏原市高齢介護課へ提出（郵送も可。当日消印有効）をお願いいたします。
- 3) 介護サービス相談員の選考は、応募書類による一次選考、一次選考合格者に対する面接を実施し、選考会議を経て決定します。面接日は一次選考合格者に文書でお知らせします。
- 4) 今回募集する介護相談員は若干名です。

5. 介護サービス相談員の任期および報酬

- 1) 選考の結果、柏原市介護サービス相談員となった方には、介護サービス相談員養成研修を受講していただきます。介護サービス相談員養成研修修了者は、柏原市介護サービス相談員として登録し、その期間は、登録日より2年間とします。（特段の事情が生じなければ、更新をお願いします。）

なお、任期途中であっても次のような場合には、その限りではありません。

 - ①職務を遂行することが困難であると認めるとき
 - ②職務を怠り、または職務上の義務に違反したとき
 - ③介護サービス相談員としてふさわしくない行為があったとき
 - ④正当な理由がなく、連絡会、研修等を拒否または欠席したとき
- 2) 介護サービス相談員の活動に対しての報酬は支給していませんが、交通費や事務費として1回の活動に対して1,000円の謝礼をお支払いします。

【お問い合わせ】

柏原市健康部高齢介護課
高齢者支援係 8番窓口
電話 972-1570（直通）